

「消費者トラブルに遭わない！身を守る！」

～消費生活の専門家から学ぶ出前講座～

道徳

消費者教育

家庭科

社会

総合

- (1) ねらい
- ① 小学生・中学生に多い消費者トラブルを中心に講義し、消費者トラブルの予防及び被害拡大を防止する。
 - ② 買い物など日常生活における契約の基礎知識を講義し、社会での消費生活について考える。

- (2) 対象
- ・小学5年生～中学3年生
 - ※ 保護者の方にもご案内ください。
保護者・地域対象の講座も行います。

- (3) 講師
- 墨田区消費生活相談員

- (4) 形式
- 所要時間1単位時間（土曜授業可）
- ・クラス単位、複数クラスでも可能
 - ・教室・集会室などで実施
 - ・実施可能な日時は午前9時～午後4時30分まで（土・日・祝日を除く。）



- (5) 内容
- ① 小学生・中学生に多い消費者トラブル
小学生・中学生に多いインターネットゲームのトラブル（親のクレジットカードでゲーム課金をしていた等）や、健康食品・化粧品のトラブル（1回だけの注文をしたつもりが定期購入だった等）等のトラブルに関すること。

- ② 契約の基礎知識
買い物などの身近な契約に関すること。

- ③ お金の使い方などの金融教育
おこづかいなどの身近なお金を題材としたお金の役割や流れのほか、金融商品に関すること。



- (6) 費用
- 「無料」
- すみだ消費者センターの事業の一環として無料で実施します。
事後に、「感想文」を送っていただきますようお願いいたします。

- (7) 申込み
- 出前授業申込書** 実施日1ヶ月前まで ⇒ 学校支援ネットワーク本部へ送付
すみだ消費者センターの担当者の方には、本部から連絡を取らせていただきます。
詳細の打ち合わせは、すみだ消費者センターの方と学校の担当者で行ってください。

【問合せ先】：すみだ消費者センター ☎03-5608-1516